一清酒貳斗五升朝夕分　酒直五百文百文別五升宛

一白酒七斗貳升朝夕分　同直物四百三十二文〇中略

此外細々折敷瓦氣以下、雜用事雖在之不及注進之、

建武元年三月七日　上御使則宗花押

御代官花押

〔柳葊雜筆三〕南都般若寺の古牒に、慶長七年三月十三日、厨事下行米三石六斗、代七貫二百卅二文上酒壹斗、代二百十八文下酒二斗三升、代二百三十七文ミリン酒三升、代百九十五文とあり、三石六斗の代、七貫二百卅二文は一石二貫八文の交易なり、米一升廿文餘に當る上酒一斗二百十八文は米一斗八合餘の代なり、今は米より酒價倍せり、酒好故としらる、

〔三省錄四附言〕水藩の檜山氏が慶安五辰年四月十五日より同廿二日まで慶安五年より天保元寅年まで七十九年ニ成ル水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が江戸より水戸江下りたりし時分の賄料請取品直段書付并入用をしるしたるものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也、〇中略

一酒五升　壹升ニ付代四拾文〇中略

一酒のかす　壹升　代貳拾文〇中略

またある人の持てるふるき引札を見るに、左之通

鍛治橋御門前南角　小島屋嘉兵衛

げんきん御めじるし　加　酒酢醬油直段附

新諸白壹升ニ付

一大坂上酒　代四拾貳文　一西宮上酒　同五拾貳文　一西宮極上酒　同六拾四文

一伊丹上酒　同八拾文　一山路木綿屋　同九拾文〇中略

古酒壹升ニ付